

【訓練】

新型インフルエンザA（H7N9）政府対策本部会合 （第1回）

日時：平成26年1月21日（火）10時20分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 政府対策本部長発言
3. 新型インフルエンザA（H7N9）の発生状況と各省庁における現在の取組について
4. 基本的対処方針（案）について
5. 閉会

（配布資料）

資 料 基本的対処方針（案）

参考資料1 Y国における感染状況及び在留邦人等に関する
基礎情報等

参考資料2 外務省資料（渡航情報）

基本的対処方針（案）

政府は、Y国における新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めることとする。

現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。

1 新型インフルエンザ発生に関する事実

今回の新型インフルエンザは、1月以降にY国において新たに感染が確認された患者の約2割が死亡するなどの報告があるが、感染源及び感染経路については不明の状況であり、発生国で感染者の報告が続く可能性がある。

なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。

2 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行うべく措置を講ずる。

- 3 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項
 - 一. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払うとともに、国内サーベイランスを強化する。
 - 二. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。
 - 三. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。
 - (一) 発生国への渡航について感染症危険情報の発出及び空港における広報活動の強化
 - (二) 発生時の在外邦人に対する情報提供等支援の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認及び医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化
 - (三) 発生国からの帰国を希望する邦人を支援するための諸対策の推進
 - (四) 検疫を始めとする水際対策の強化
 - (五) ワクチンの開発
 - 四. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に

備え、以下の対策を実施する。

- (一) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置
- (二) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供
- (三) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通

五. 事業者に対して、感染対策の準備等を行うよう要請する。

Y国における感染状況及び 在留邦人等に関する基礎情報等

(スクリーン投影・衝立貼り出し資料)

平成26年1月21日10:00現在

1. Y国の状況

- 今年1月以降、新たな感染症例の報告が増加
- 1月だけで241名の感染者(うち49名が死亡)が確認され、1000名以上の濃厚接触者が監視対象

2. WHOの対応

- 日本時間本日未明、WHOは専門家による緊急委員会の結果を踏まえて、
「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」を宣言

Y国の在留邦人等に関する基礎情報

■ 在留邦人数

約13万人

(感染者が確認された都市ごとの在留邦人数)

A県: 約1万人

B県: 約500人

C県: 約1万5000人

D県: 約5万5000人

E県: 約1万人

■ 日本国への国際定期便

Y国から週600便

(Y国からの国際定期便が到着する空港)

成田210便、新関西156便、羽田56便、ほか中部、新千歳、茨城、新潟、富山、小松、静岡、岡山、広島、高松、松山、福岡、長崎、鹿児島、沖縄の18空港

(日本国への国際定期便が出発する空港)

D県266便、C県107便、A県56便、ほかB県、E県、F県、G県、H県、I県、J県、K県、L県、M県、N県、O県、P県、Q県、R県の18空港

■ 日本国への旅客定期航路

Y国から週3便

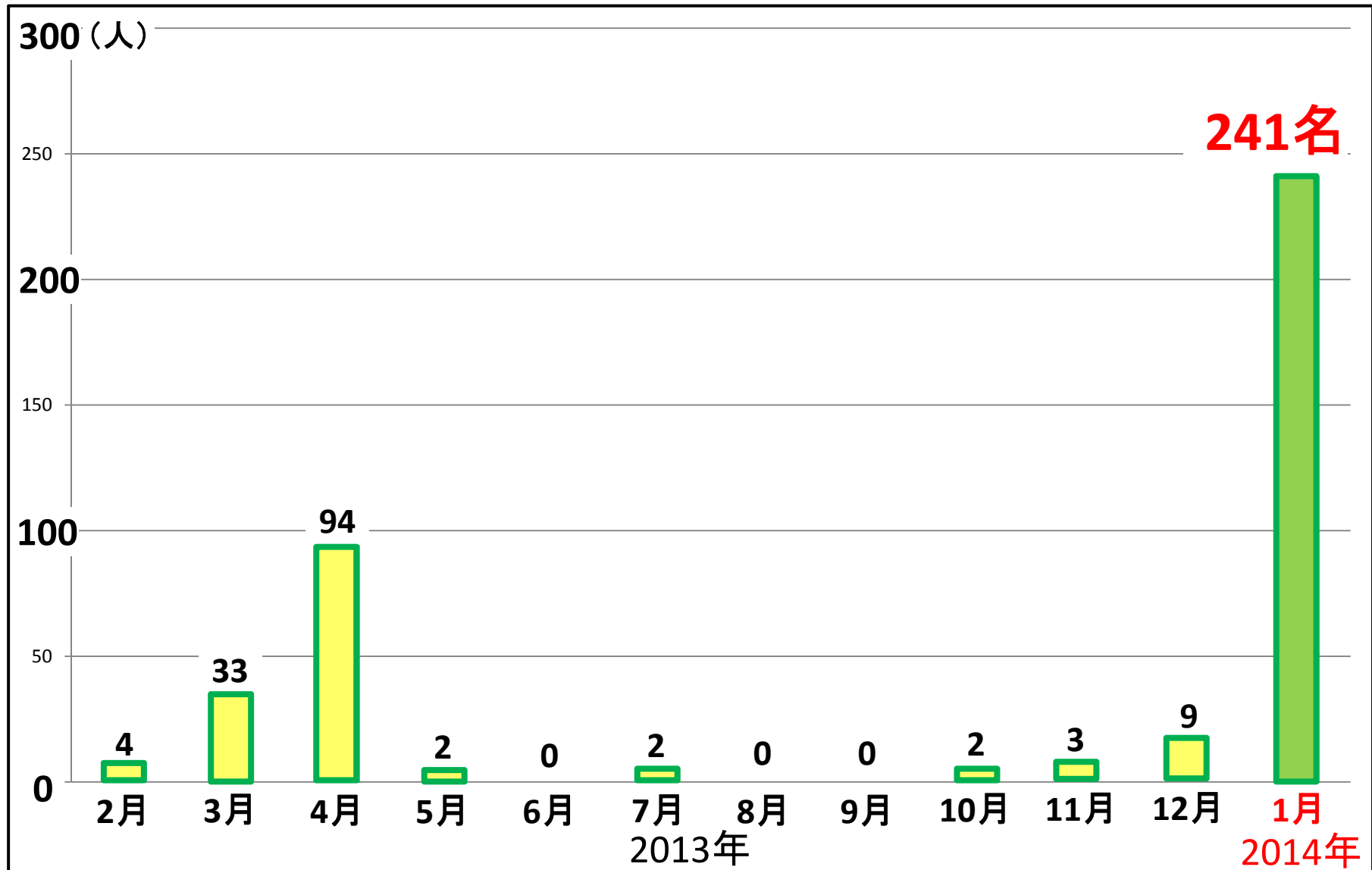
(Y国からの旅客定期航路が到着する港)

下関2便、大阪1便の2港

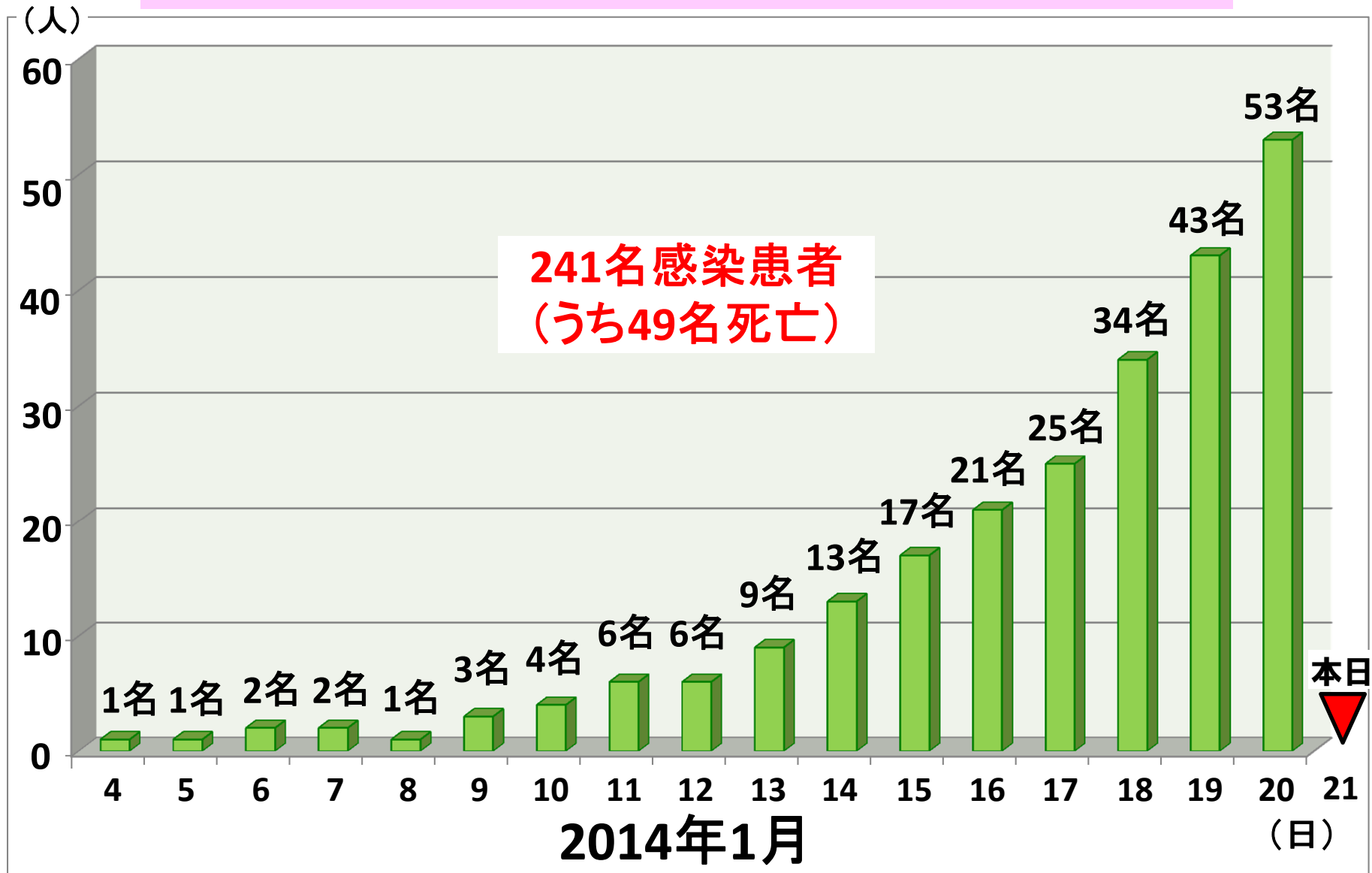
(日本国への旅客定期航路が出発する港)

B県2便、D県1便の2港

発生状況の推移



Y国における本年1月の発生状況の推移



[トップページ](#)[渡航情報を調べる](#)[重要なお知らせ](#)[海外安全お役立ち情報](#)

情報種別：渡航情報(スポット情報)

本情報は 2014 年 1 月 21 日現在有効です。

Y 国における鳥インフルエンザ A (H7N9) のヒト感染症例発生 (その 2)

2014 年 1 月 20 日

※ 本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※ 本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものではありません。

※ 海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

1. Y 国における鳥インフルエンザ A (H7N9) のヒト感染症例の発生

(1) 現時点までの在 Y 国日本大使館からの報告によれば、Y 国保健省は同国内の複数の地域で鳥インフルエンザ A (H7N9) のヒト感染症例が発生しており、これまでに感染者数 241 名、また、死亡者数は 49 名であると公表しました。

(2) Y 国において鳥インフルエンザ A (H7N9) のヒト感染症例が報告されている地域は以下のとおりです。

A 県 (感染者数 32 名, うち死亡者数 5 名), B 県 (感染者数 31 名, うち死亡者数 6 名),
C 県 (感染者数 96 名, うち死亡者数 22 名), D 県 (感染者数 77 名, うち死亡者数 15 名),
E 県 (感染者数 5 名, うち死亡者数 1 名)

なお、Y 国保健省によれば、感染者が発生した地域の家禽類を調査した結果、複数の市場で H7N9 ウイルスが検出されたため、該当する市場を閉鎖し、消毒及び市場内で販売

されていた鳥類をすべて処分するよう指示しました。さらに、感染者との濃厚接触者 1,000 名以上について、疫学的監視を実施しているとのことでした。

(3) WHOは16日、Y国保健省及び現地WHO事務所と合同で調査を実施し、持続的なヒト－ヒト感染について否定できないとの見解を公表しました。一方で、現時点ではY国への渡航や貿易に対する制限を推奨しないとしています。

2. つきましては、Y国への渡航及び滞在を予定されている方は、在Y国日本大使館及び各総領事館のホームページを含め最新情報を随時確認の上、以下の注意事項を参考に行動することをお勧めします。

- 生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避ける。
- 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避ける。
- 鳥の排泄物に汚染された物との接触を避ける。
- 手洗い、うがいにつとめ、衛生管理を心がける。
- 外出する場合には、人混みは出来るだけ避け、人混みではマスクをする等の対策を心がける。
- 突然の発熱や咳など、呼吸器感染症の症状が現れた場合には、速やかに最寄りの医療機関を受診する。

○参考情報：

海外安全ホームページ：

「海外渡航者のための新型インフルエンザに関するQ&A」

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/influ_qa.html

「海外渡航者のための鳥インフルエンザに関するQ&A」

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/sars_qa.html

鳥インフルエンザA (H7N9) について (厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/inf

[ulenza/h7n9.html](#)

海外渡航者のための感染症情報（厚生労働省検疫所）

<http://www.forth.go.jp>

インフルエンザ A (H7N9)（国立感染症研究所感染症情報センター）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9/3395-n7n9top.html>

「インフルエンザ A (H7N9) ウイルスによる感染事例に関するリスクアセスメントと対応」（11月5日 付）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flua-h7n9/2276-a-h7n9-niid/4076-riskassess-131105.html>

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

世界保健機関（WHO） Human infection with influenza A(H7N9) virus in Y — update

http://www.who.int/csr/don/2014_0116/en/

国際獣疫事務局（OIE）

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2850

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版）<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地公館等連絡先)

○在 Y 国日本国大使館

住所 : _____,

電話 : _____

国外からは (国番号____) _____

FAX : _____

国外からは (国番号____) _____

ホームページ : http://www.y.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在 A 日本国総領事館

住所 : =====
=====

電話 : _____

国外からは (国番号____) _____

FAX : _____

国外からは (国番号____) _____

ホームページ : http://www.y.consulate-japan.go.jp/index_j.htm

[戻る](#)